

令和4年度 山梨県介護職員初任者研修助成事業のご案内

山梨県福祉人材センターでは、介護職員の確保と資質の向上を目的として、福祉人材センターの紹介で県内の介護事業所に介護職員として就労し、働きながら介護職員初任者研修を受講し修了した方に、受講費用の一部を助成いたします。

◇対象者◇

以下の1～5をすべて満たす方

1. 社会福祉法人山梨県社会福祉協議会（山梨県福祉人材センター）に求職登録し、当センターからの紹介で県内の介護事業所に就労した、介護職員初任者研修未修了の方
※ただし、平成28年4月1日以降に就労決定した方に限ります
2. 研修修了時に、介護職員として従事している方
3. 令和5年2月末までに研修を修了予定の方
4. 受講料が有料の研修であること（無料の研修を受講した場合は対象となりません）
5. 他に研修の助成金を受けていない方

◇補助金額◇

上限10万円（受講した研修の受講料、教材費）

◇申請の方法◇

1. 介護職員初任者研修修了後、下記の書類を山梨県福祉人材センターまでご提出ください
(1) 山梨県介護職員初任者研修助成事業補助金交付申請書（様式1）
(2) 受講料領収書の写し
(3) 修了証明書又は受講修了を証明する書類の写し
(4) 指定業務従事証明書（様式2）
2. 審査の上、補助金交付決定（却下）通知書（様式3）を送付いたします
3. 補助金交付の決定を受けた後、請求書（様式4）を速やかに当センターまでご提出ください
4. 指定の口座に補助金を振込みます

◇申請期間◇

令和4年4月20日（水）～

◇まずはお電話にてお問い合わせください。

【お問合せ先】

社会福祉法人山梨県社会福祉協議会／山梨県福祉人材センター

〒400-0005 甲府市北新 1-2-12 山梨県福祉プラザ4F（担当：河野、芦澤）

TEL 055-254-8654 FAX 055-254-8614



就職したら…

資格をとろう！

働きながら、介護職員初任者研修を受講した方に、受講費用を助成します。

○福祉人材センターからの紹介で、県内の介護事業所に就職した方が対象です。

○最高10万円まで受講費の補助金を交付します。

○すでに介護職員初任者研修を修了されている方は対象となりません。

資格取得のチャンスです！

まずは、福祉人材センターに求職登録を。

お問い合わせ

社会福祉法人山梨県社会福祉協議会／山梨県福祉人材センター

〒400-0005 甲府市北新 1-2-12 山梨県福祉プラザ 4階

TEL 055-254-8654 FAX 055-254-8614

<http://www.y-fukushi.or.jp>